

て、警察や家庭裁判所といった「司法」の関与を増やそうとするものである。

14歳未満の少年について、児童福祉分野の関与を後退させる内容で、賛成できない。重大事件であっても、事件の罪名だけではなく、さまざまな要素を総合して、家庭裁判所に送致すべきかどうか判断すべきで、罪名で「原則送致」と規定することは、児童福祉法の精神にも反し、不適當である。

31) 峯本耕治（弁護士）

触法少年の原則家庭裁判所送致については、それを原則にしなければならないのかという点に疑問を感じる。確かに大きな社会問題となったような重大事件については、家庭裁判所に送致して事実関係についてきちんと明らかにした方が良いと思うことがある。しかしそれは原則ではない。

また触法少年に対し、警察が主導する捜査には大きな問題がある。警察的な捜査・事情聴取の手法では、子どもの本当の心理や事件に至った真相は明らかにならないと思われる。真実を明らかにしていくという観点からも、触法少年に対する捜査については、子どもの福祉、発達、心理の専門家の関与が必要である。

また家庭裁判所に移ってからも、家庭裁判所の専門性を発揮して、本来の少年事件への基本理念をどれだけ貫けるかがポイントであるが、その面について疑問を感じる。

前回の少年法の改正（重大な故意の致死事件の逆送）からの流れが続いているが、理念に基づいた改正という視点よりも、社会的ガス抜きのために起こっている議論という側面が強いものと思われる。これではシステムとして成長しないし、いつまでも同じような議論が続いてしまう。

3. 少年院の年齢下限廃止

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

14歳未満の児童に関する重要な議論として、児童自立支援施設機能の強化が挙げられよう。例えば現状では、重大事件を起こした児童は、児童自立支援施設に入所しているが、思春期の当該児童に対し、隔離寮で他の児童とのコミュニケーションを断ち、内省や内観に主に関わる治療法には少なからず心配な面を感じる。つまり、国立児童自立支援施設をはじめとして、児童自立支援施設の治療機能や、いわゆる教護機能などに関しても本格的に検討する余地がある。

2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

少年院の年齢の下限廃止は児童福祉法の根幹にかかわる問題である。私は簡単に少年院の年齢を下げることに疑問を持っている。児童の福祉を守るために児童福祉法があり、その中で子どもの行動に何か問題がある時には、それらの対応についてきちんと明記されている。それを一方で、少年法の流れの中に安易に組み込んでいくこと自体が乱暴である。児童福祉法には、児童自立支援施設

も用意されているのであるから再度検討の余地があろう。

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

これについては、私は判断がつかないが、少年院の贖罪教育と児童自立支援施設の処遇プログラムを考えた場合、殺人事件などでは、もしかしたら少年院の処遇の方が適している子どもがいるかもしれない。それは処遇力の問題である。つまり児童自立支援施設という児童福祉の世界の処遇力では対応できない、あるいはそれよりも効果的に対応できる施設が別にある。それがたまたま少年院であったということであれば、少年院に入院させることについて私は否定しない。結果的にどうということになるかという、児童相談所が少年院に入院の決定をする。国立病院機構に対してはそういうことをしている。例えば重症心身障害とか、進行性筋ジストロフィーの子どもがいる。その子ども達に対応する機関を福祉はもっていない。だから国立病院機構に児童福祉法第27条によって入所の決定をしている。それを考えるべきである。つまり、国立病院機構の場合と同じように、殺人を犯した子どもを処遇する力が児童自立支援施設にはなくて、少年院にはあるかもしれない。もしそうならば、そういう考え方をすべきである。あるいは、医療少年院にはもしかしたら、あるかもしれない。そこに児童相談所が入所の決定を行う。それを判断する力は児童相談所にはあると思う。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

児童自立支援施設も精神科医を含めた治療的なプログラムを確立させていかなければならないと考えている。児童自立支援施設において非常に未成熟な子どもが、成長していくことができるプログラムや取り組みが必要である。例えば、8歳からの少年院入所の場合には絶対に反対である。現在の少年院入所年齢14歳もあまり根拠があるとは思えない。したがって、成長が未発達な子どもであれば、矯正という形ではなく、「育て直し」目的の安全で個別対応や、心理療法もしてくれる家庭生活的な環境に近い福祉的な領域からのアプローチが必要と思う。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

少年事件における刑事責任年齢は14歳と決められているが、これは1907年に制定された刑法による。14歳以下の少年については福祉が見るとというのが長い歴史であった。今、14歳というと中学2年生であり、同じ中学2年生であっても14歳以上は司法で、14歳未満は福祉で、という年齢制限が引かれている。ところが、長崎や佐世保のような重大事件が起こった。14歳未満というこれまで福祉の範囲で見てきた子どもがこれだけ大きな事件を起こしている。実は以前にも小学生が殺人を犯した事件もあったが、マスコミに取り上げられることはなかった。国立児童自立支援施設で対応しているケースもあった。今はマスコミがこれだけ取り上げるようになったので、問題となっている。

実際、重大事件が起こった場合、福祉で対応できるのは国立児童自立支援施設しかない。強制的措置や逃亡防止の体制ができるのは国立児童自立支援施設だけである。長崎や佐世保の事件の少年

が、逃亡するようなことがあってはならないので、結果的に国立児童自立支援施設で対応することになる。通達上は全国で12か所の児童自立支援施設において、強制的措置を行うことができることになっているが、設備や職員が整っていないため現実的には国立の2施設である。

しかし、国立児童自立支援施設で実際にどのような対応が行われているかはあまり公表されていない。このことが問題である。今までは強制的措置は長くて3週間、それ以上になったら一旦開放処遇にして、検討した上で問題があれば再度強制的措置を執るという対応を行っており、基本的には開放処遇となっている。ところが、長崎事件の少年は強制的措置を1年間行ったが、さらにもう1年の延長になった。佐世保事件の少年は最初から2年間の強制的措置とされている。

これらのケースを見ると、少年が14歳になって司法での対応ができるようになるのを待っているように受け取れる。14歳になったら家庭裁判所に送致して少年院に措置することも選択肢なのか。このような対応を見ているとこれまでの14歳という年齢で司法と福祉に対応を分けることに妥当性があるのかどうか、疑問が生じてくる。事件の内容から、福祉で対応できるものなのか、あるいは少年院法の14歳を取り払って場合によっては14歳以下であっても少年院での矯正教育を受ける方法はないのか、ということが議論になっている。

国は、14歳という年齢制限を取り払ってケースによっては少年院での矯正教育を可能とすることをしたいと考えているようである。神戸の少年Aが少年院を退院したが、当時14歳だったため少年院になった。もし13歳であったら、児童自立支援施設で対応することになっていた。その場合、果たして適切な対応ができたのだろうか。

重大事件で児童自立支援施設に措置された児童の処遇内容についても説明責任がある。私が児童自立支援施設で勤めていた時、司法関係の職員でも国立児童自立支援施設での処遇内容についてあまり知られていなかった。研修会で国立児童自立支援施設を訪ね、強制寮を見学したことがある。ここで過ごす子どもはパジャマ姿で毛布しか与えられていなかった。本も何も与えないという遮断療法というやり方がとられていた。強制寮の窓の下を見ると、つばをはきかけた後がたくさん残っていたし、部屋の壁にはなぐった後が残されていた。このような療法を行うことで何が目指せるのか当時わからなかった。それで本当に子どもの矯正教育を図っていることになるのだろうか。

今の児童自立支援施設では重大事件を起こした少年に対する矯正教育のノウハウを持ち合わせていない。児童自立支援施設は子どもと一緒に生活することで、子どもの非行問題等に向き合っていくことが基本的な取り組みであり、治療的な取り組みはあまり行われていない。また、それが可能なスタッフもいないのが現状である。

集団処遇を原則とする児童自立支援施設では、医療的に個別処遇を必要としている子どものケアは難しいと考える。もっと子どもへのケアをオープンにして、施設関係者だけでなく、児童相談所や家庭裁判所、厚生労働省等と連携して子どものケアを行っていく必要がある。

7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

年齢下限の廃止には賛成できないが、児童自立支援施設のスタッフ体制が不十分であることも事

実である。特に国立児童自立支援施設には最近の重大事件の少年少女が入所しているが、スタッフの面でも治療プログラムの面でももっと充実させていかなければならない。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

②に含む

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

なぜ少年院の年齢制限の話が出てきたのか。今までの重大事件への対応がうまくいってなかったのならまだ理解できるが、そうでもない。たとえば国立武蔵野学院院長が社会的養護のあり方検討委員会で、武蔵野のこれまでの事例について、基本的に社会復帰できてきたという話を口頭で述べているが、そうだとすれば、現行のシステムでこれまでは対応できてきたということではないだろうか。

元々この話は「鴻池メモ」から出てきたものである。凶悪な重大事件が増えているので厳罰化していかなければならないということを私的な覚書に書かれたことが法改正の発端であった。子どもの犯罪で残忍なものというのは、女性による犯罪にも共通するが、生き返るかもしれないという恐怖の念によるものであり、残酷性からくるものではないという説もある。「昔から発生している」「統計的にも増えていない」といった、いろいろなことを積み上げてみても、どこからこの話（重大事件の増加ゆえに厳罰化が必要）が出てきたのか、危ういものである。この観点からも、今のシステムがうまく機能していないという検証はなく、一方的に日本の戦後の子ども家庭福祉の根幹部分を崩しているのかという疑問が生じる。またそれに対して児童相談所は問題意識を一切持っていないというのももどかしい。

事件を明らかにし、冤罪を防ぐことはもちろん大事だが、警察を介入させれば事足りりではない。警察に捜査権が与えられるとどうなるのか。警察はその事件がどんな事件だったのかを明らかにする機関では決してない。警察が入ったからといって冤罪が減るとは当然思えない。要するに今回の話は、保護主義は甘いので厳罰化するべきであるとする感情論であろう。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

医療少年院は全国に2か所しかない。初等少年院は定員を満たしていない状況がある。少年院側のプログラムが掲示され、それに対して客観的な評価をするという作業を、福祉、心理、精神保健の専門家で行う必要があると思う。実際に国立武蔵野、きぬがわの両児童自立支援施設でやっていることの評価作業も必要である。子どもの成長発達を取り戻すためにどういう環境とプログラムが必要なのかということを判断しないとイケないし、ただ重大犯罪だから司法に入れていいというわけではないと考える。

重大事件の中に放火が入っている。児童福祉の現場の感覚でいくと、情緒障害児短期治療施設に入っている子の中には放火をしている子もいる。結局、世間の目は殺人事件の方にしかいかないが、

重大事件になると放火も入ってくる。十把ひとからげで今の刑法上の規定をそのまま転用するのは問題だし、そういう発想をしている少年司法だけに子どものケアを委ねていいのかなと思う。しかし、福祉が全面的にうまくやれているとは言いがたいので、検証作業が必要である。性急に法改正をするのは疑問だ。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

中学卒業以降か、以前かという話だが、残念ながら児童福祉の分野で児童自立支援施設の実践についてはネガティブな話が多い。少年院については、法務教官が熱心に取り組んでいる姿勢が評価されている。JaSPCANなどでの発表も少年院の教官を中心に活発である。一方、児童自立支援施設からの発信はあまりないという現実からするとやむを得ないのではないか。

13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

厚生労働省と文部科学省の間の問題もあって、子どもの保護年齢の規定についても問題である。その基準が明確でなく、どう保護するかも明確でない中で、単に年齢を下げるというのは問題である。現場では虐待とともに、少年事件が多くなったことから少年院の年齢下限廃止の話が出たと思う。

14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

これまで少年院は14歳以上の子どもの受け皿となっており、14歳未満の子どもに関してはそうした子どもの可逆性に鑑み、児童自立支援施設で対応してきた。自己統制が困難で重篤な事件を犯した子どもに関しては、国立の児童自立支援施設が受け皿となっており、児童福祉法の枠内で対応してきたし、できるよう体制を整えていくべきではないか。

事件を起こした子どもの見方を議論する必要がある。本来的には隔離による贖罪教育や治療より、児童福祉法の主旨にそって、子どもの「育て直し」、子ども自身が「育ち直せる」生活を提供する必要がある。したがって子どもに多様な生活経験を提供することが重要である。果たして少年院のような閉鎖的空間で、こうしたことが可能か疑問である。

15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

①に含む。

16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

少年院の年齢下限廃止の議論が出てきたのは、今の児童自立支援施設があまりにも経験主義で、専門性が高いとはいえないからである。この議論をきっかけとして、児童自立支援施設のあり方について考え直していかなければならない。現在の児童自立支援施設は、職人芸的、閉鎖的な傾向にある。体質改善が必要である。被虐待児加算はプラス、前進である。しかし、心理療法を担当する

職員と他の職員がうまくやっていけるかが課題である。

17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

少年院では、具体的な事例をみていかないといけないと思う。多くが16、17歳を中心として更生保護を行うところなので、少年院に11、12歳が入るとなると、個別の対応は出来ても集団の中で社会性を育てるという面では限界が出てくる。具体的な運用の時には慎重に考えていかないといけない。一方で、児童自立支援施設での処遇が有効であるということを示さないといけない。これからの児童自立支援施設での支援のあり方、ケアのあり方について技術面、体制面での検討が必要。夫婦小舎制が崩れてきている。体制見直し期でもあるので、少年法の改正も意識して、児童自立支援施設でのあり方も研究・検討していく必要がある。

どうしても今は虐待問題に、児童福祉関係者の関心やエネルギーが注がれている。虐待と非行は密接につながっている部分もあるので、トータルな児童福祉の中での非行という視点で、施策のあり方や非行対応のソーシャルワークについて深めていくことが必要である。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

少年法の理念がたとえ矯正教育となっても、懲罰のニュアンスがある。罰で人は育たない。ただ、重大事件を起こした子どもには、医療少年院で治療チームがついて、一定期間外部から遮断して、治療プログラムが実施される。厳罰化とセットでということではなく、低年齢の子どもがプロ集団によって発達支援してもらえるプランが効率的に行われるのであれば、年齢下限廃止の意義はあると思う。矯正教育とは、結局は発達支援なのである。少年院も通所といった開放部分と閉鎖部分と別立てにしてもいいのではないかとも思う。

しかしながら、今回の改正が、厳罰化による抑止という発想であるなら、言い過ぎかも知れないが、言うことを聞かない者は力で言うことを聞かせますよという「社会システムによる虐待構造」と捉えることができる。良いところを伸ばそうとする支援のシステムと捉え直して運用できるかが鍵になる。

19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

これも実務的な視点から判断すれば、14歳の誕生日で線引きされている現状には疑問を感じている。大阪市で起きた集団リンチ事件の際、14歳の誕生日を迎えているので家庭裁判所送致になった者と、13歳なので児童相談所へ来た者がいた。14歳なら少年院送致もありうるが13歳ならそうはならない。だが、主犯がどの子かというのを考えると、年齢で線引きするのは不合理ではないか。現場の状況に応じては14歳という規定を外し、おおむね14歳ということで柔軟性をつけるべきである。重大な事件を起こした児童は幼くても少年院にどんどん送ればいいのかというのではなく、誕生日という線引きをするのはおかしいという意味でそう考えている。

20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

①に含む。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

①に含む。

24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

うちで受けた子どもの中でも、児童自立支援施設に入所して、家庭裁判所で審判して逆戻り（児童養護施設に入所）するケースがあったが、これまで家庭裁判所から直接児童養護施設にくるケースはなかった。児童養護施設、児童自立支援施設の繋ぎをつくる必要がある。

小学生も少年院に措置されるということは、児童養護施設に乳児院の赤ちゃんがいるようなものであって、小学生の子どもと一緒にするのは賛成ではない。少年法の基本は教育と福祉である。少年については福祉が優先されないといけない。

愛知県の児童自立支援施設の充足率は6割程度である。児童自立支援施設も岡山、大阪等活発にやっているところもあるが、少年院の方が個別指導という点ではしっかりしているところがあり、評価ができる面もある。しかし、十分でないところが多い。

現在の児童自立支援施設の公務員体制は、研修体制や人事異動の問題があるものの、職員の数が多いため専門性発揮がよりできるのではないかと思う。

少年院送致は、少年を司法に任せるということになる。しかし、現在の「小学生が少年院に行く」という流れは、最近の世論によって形成されてきた。その背景には被害者の感情や意見が社会的に強くなったことがある。このような結果になったが、その子どもたち一人ひとりのことを考え、また矯正できるようにすることを考えていくのであれば、罪を重くすることだけでは解決にならない。少年法の本質に則って、裁判官と子どもが親しく話し合っただけで少年の処遇を決めてほしい。少年院の年齢下限廃止については、良いとはいえない。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

たとえば10歳で少年院に入った子どものその後の人生は、どのようなものになるのかといった危険を感じる。改正以前に、「14歳」という年齢の根拠を明らかにする必要がある。「罰則強化」による「犯罪数の減少」といった発想でしかないのではないか。同じ14歳でも、子どもによって異なることに留意すべきである。また代弁ではなく、子ども自身が意見を表明する権利を行使できるようにすべきだと考える。子ども自身の意見表明には時間もかかり、さまざまな表現行動もあるが、重要なことであると考えられる。

27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

①に含む。

28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

これについても疑問を感じている。大切にされた経験のない子どもたちには関係性の修復こそがまず必要なことであって、厳罰化が効を奏するとは思えない。

29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

子どもの行動をすべて制限する少年院は、低年齢の子どもの発達に与える影響に問題があると思われる。児童自立支援施設は生活を営む施設であり、福祉施設であるため、そういった所を活かして、矯正できるという点で役割が大きい。

31) 峯本耕治（弁護士）

少年院の年齢下限引き下げの議論について、唯一意味がある議論としては、治療をどこかで受けられるのか、年齢引き下げにより医療少年院を利用することができるかという点がある。つまり児童自立支援施設では治療的ケアができないので、医療少年院に送致することが適当と判断されるケースを前提に、下限を廃止した方がいいのではないかという意見である。しかしこの意見に対しては、医療少年院においてはたしてどれだけの治療的ケアがされているのかという疑問もある。

また本来の議論のあり方としては、非行少年の発達年齢に応じた治療ケア（教育面も含めて）を行うことのできる体制をどうやって作るかという議論、児童自立支援施設のサービスをどうやって充実させていくかという議論が必要であると思われるが、この点に関する議論はほとんど行われていないように感じる。年齢にかかわらず、子どもたちに対してどのようなケアが必要なのか、そのために各少年院や児童自立支援施設ではどのような処遇やサービスが必要なのかといった議論がない点に空しさを感じる。

少年非行の防止という視点では、現在の我が国が進めている厳罰化の発想では何も変わらない。治療やケアがどのくらい効果を発揮するのかについては難しい面もあるが、厳罰で対応しても、刑事責任年齢を引き下げても、子どもの非行を防止することには絶対つながらない。それは世界的な経験からはっきりしており、子どもの権利条約、少年非行防止のための国連ガイドライン（リアドガイドライン）などですでに決着のついている議論である。本来なら、子どものニーズに応じた処遇やサービスについての議論が必要である。世論としては、少年事件についてはどうしても厳罰化の方向で議論がなされるが、我が国ではそのレベルで全て終わってしまっている。児童相談所との関係についても事実認定機能が曖昧に終わっている面に課題がある。

4. その他

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

①重大事件を起こした触法少年の原則家庭裁判所送致と②少年院の年齢下限廃止について2つの論点があり、それを整理しなくてはならないと思っている。①については児童福祉機関の判断力の問題、②については児童福祉機関・施設の処遇力の問題であり、分けて考えなくてはならない。判断はできるが処遇はできない、あるいは処遇はできるが判断ができないなど、いろいろな対応がある。

警察の調査権限の強化については、やるならばよほど注意した方がよい。子どもの特性に配慮した調査をしなくてはならない。今は委託一時保護についても24時間を超えてはいけないとなっているが、もし24時間を超えて警察で拘留して取り調べをするということになるならば、そこはかなり注意をしなければならない。証拠資料を押収することができるようになるが、子どもの被暗示性、身体的・心理的・社会的特徴によほど配慮した調査をしなくては混乱することになるのではないかと（例えば、押収した資料を持ってきて、誘導したりするということが起きる可能性がある）。そういう問題についてよほど配慮をしなければならない。児童福祉司やサイコロジストが立ち会うなど工夫しないと問題が生じる。警察の中にもサイコロジストがいるから、そういう人たちが関わるか、福祉の人と連携していかなければならない。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

触法ケースの場合、親が早いうちからネグレクトしたり、身体的虐待に至るケースも多く、したがって親子関係を調整する、親も通いやすい場面設定をする等の取り組みが必要だと考える。

制度ばかりに目をやるのではなくて、子どもを育てる土壌作りを大人とともに考え、そして親も成長する機会が与えられていくことが大切である。子どもは大人によって左右されることが多くある。

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

今回の動きは警察行政の拡大である。警察行政は知らないうちに拡大する。例えば青少年補導センターがその例である。相談という、本来の警察行政でないところが何となく相談業務を行っているが、それは怖いことである。

犯罪の増加について、たとえば少年犯罪の場合は窃盗が多い。その主なものが自転車泥棒であるが、なぜ増加したのか。それは自転車登録制度ができたからである。社会構成主義的にみると、行政が「問題」を作り出しているという見方も可能である。こうして少年犯罪の増加という状況が作られ、重大事件の増加という話にすり替わり、厳罰化が必要であるという話となる。こうした神話がまことしやかにいわれた結果が今の厳罰化の話である。これまでの重大事件についてきっちりと議論されてはいないのである。

厳罰化については、被害者感情と関係しているが、厳罰化すればそれで被害者感情に応じることができるといえるのだろうか。何が起こったのか、なぜ起こったのかの分析がなされていない。厳罰化すればいいというのでは、本当の意味での被害者感情への対応になってはいないと思う。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

ぐ犯というのが1つの話題に上っていて、少年法の改正でぐ犯について警察の関与が強くなる方向にあると思う。ぐ犯は境界線が非常に引きにくい。今、東京都では繁華街をうろついている子どもの補導を強化しているが、それだけでは結局地下にもぐらせるか、他の繁華街に散ってしまうということになる。犯罪取り締まりという方向だけで青少年を見るのかどうか。青少年の居場所がない。アメリカでいうドロップインセンターのような年長の子どもたちが集まれるようなプログラムが必要だろう。ぐ犯という「犯」という字をつけて子どもを取り締まるというよりは、子どもたちの居場所を地域で作っていくという発想で対策を考えるべきではないかと思う。横浜市の金沢区では、木曜の6時半から9時半まで中学の体育館を開放して、中高生向きのプログラムを実施している。地域の民生委員が始めたプログラムである。中学を卒業した子どもが高校のほかの子どもを誘ってきて、だべったり「3オン3」をやったりしており、見守りだけの活動である。地域からは子どもをどうして家に帰さないんだという批判もあるが、たまっていられる居場所をいろいろなところで作ることが必要だ。盛り場については、子どもたち自身が自分で身を守れるようなプログラムを提供していく方向で考える必要がある。いろいろな事件が起こるたび、犯罪としての対応強化に動いているのが現状である。取り締まり強化の対策に、ぐ犯も取り入れられるべきではないかという感想を持つ。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

重大事件を起こした子どものケアの方向性というところでは、福祉的な支援は望ましいが具体的にどこが担うのかということが問題だと思う。児童相談所は虐待でいっぱいだし、児童自立支援施設は子どもも少ないし、職員も少ないというところで、担うべき資源が思いつかない。福祉がやるといっても担保するものがない。明治以来の内務省と司法省の争いとして、100年を越す対立が続いてきたが、ここにきて児童自立支援施設は白旗を揚げるしかないのかなと思っている。

27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

【児童自立支援施設のあり方】

現実的に少年院と児童自立支援施設の有効度の違いはあるが、それらの入所児童の6～7割が愛着不全や被虐待体験を持っているということが、子どものケア上重視されなければならない。傷害を起こした子どもに刑罰で対応しても有効であるはずがなく、傷害を引き起こす要因に対して働きかけるものでなくてはならない。期限付きである場合は、例えば何か悪いことをして「2週間ほど頭を冷やしてきなさい」というような使い方であれば有効かもしれないが、それ以外はちょっと使い

にくい。

児童自立支援施設は、年齢の高い子どもが使うというのではなく、被虐待児のように手厚いケアが必要な子どもを対象にすればよいと思う。最初に児童自立支援施設を使い、手厚いケアを受けてある程度落ち着いてきたら、児童養護施設や里親を使うというのでも良いのではないか。後先が逆になっていると思う。

Ⅲ. これからの児童相談体制のあり方について

1. 包括的コメント

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

基本認識は、現行の児童相談体制や子ども家庭福祉供給体制は限界に来ていると考えている。それが原因で少子化になったり、あるいは子どもの虐待の問題に有効な対応ができなかったり、保育所一極集中の現状が生じたりしている。現状に対応するためには、全面的に現行体制を組み変える必要性がある。

では、今の子ども家庭福祉供給体制の特徴は何かというと大きく6つある。1. 都道府県と市町村に分断されていること、2. 施設中心主義であること、3. 職権保護主義であること（これはパターンリズムの視点があるから仕方ない部分もあるけれども）、4. 税中心のシステムであること、5. 保健・福祉・医療と教育委員会が分断されていること、6. 事業者給付中心であって、事業者に対して補助していることである。

この6つの特徴をどう考えるかである。大人への供給体制の特徴はこれに対してどうかというと、特に高齢者で考えると、1. 市町村中心、2. 在宅福祉と施設福祉とが同じような割合で広がっている、3. 利用者と事業者が直接向き合う契約になっている、4. 社会保険中心、5. 保健・福祉・医療と教育委員会といった分断はない、6. 高齢者は個人給付である。要介護認定されたら個人給付される。お金ではなくサービスとして提供され、個人負担だけしてもらって、使いたいサービスについては、お金を事業所に渡すシステムになっている。支援費制度も生活保護も個人給付である。

つまり現状は、人間の一生が分断されていると言える。子どものうちは今の制度で育てる、大人になったとたんに支援費制度や、生活保護、介護保険の個人給付となっていく。

今回の三位一体改革でどうして子どもの財源が半分になってしまったのか、なぜ3.2兆円のうちの半分が子どもになってしまったのかというのは、事業者給付については全て一般財源化するようにしたら結果的にそうってしまったのである。例を挙げて説明すると、「子どもが小学校に入ったら、あなたに毎月10万円上げますよ、あなたはそれを持って好きな学校に行ってください」という仕組みになっていない。介護保険はそういう仕組みである。学校についてはそうになっていない。学校の先生の給料は学校に行っている。だから学校に行っている分については一般財源化してもいいのではないかということになった。保育園も虐待対策も児童養護施設のお金も全部事業主給付である。子どもの方で個人給付になっているのは、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当などの金銭給付だけ。個人給付の手当については、一般財源化されていない。

子どもの仕組みと大人の仕組みが違っているのを、できる限り同じにしていってほしいのではないかと考えている。つまり子どもの仕組みも市町村中心、個人給付中心にし、在宅中心にし、直接向き合う仕組みにし、社会保険にしていこう。ただし、教育委員会については分からない。

教育委員会を再考する特区も出てきているけれども、まだよく分からない。高齢者と同じ仕組みにすることで、人間の一生を同じ仕組みでやっていけるのではないか。そしてそれを創っていかねければいけないのではないか。

その1つの方法として、去年の8月、厚生労働省の研究会が出した『社会連帯による次世代育成支援に向けて』という報告書で提言したような仕組みを作ることである。つまり、社会保険の仕組み、支えあいの仕組みに持っていくということ。これは財源の話で、財源の話と同時に、仕組みそのものをそうしていかないといけない。その仕組みは基本的に介護保険と同じ仕組みにしていけばよいと思っている。介護保険というと社会保険でやらないといけなくなるので、そうではなくて税の仕組みでやろうとすると支援費制度の仕組みということになる。子どもの仕組みを支援費制度の仕組みでやってはどうかという法案を作りたいと思っている。

そして、どのような問題が生じるのかということは今検討しつつある。検討にあたって、2つの留保をつけている。簡単に説明すると、2点ある。第1点は、今後必要と考えられる児童相談の仕組みはどうなったらよいのかという点に関して、親権制度における公法（児童福祉法）と私法（民法）の整合性を英国児童福祉法のように持つことについてである。今は虐待対策や養子縁組については、公法たる児童福祉法と私法たる民法を行ったり来たりしている。しかし、公法と私法で基本的な考え方が違うために齟齬が生じているのだから、未成年後見とか親権関係は児童福祉法に持ってくるほうがいいのではないかと考える。英国の児童福祉法では、この仕組みになっている。『子どもの最善の利益』を一番大事にするということで、親権も未成年後見も考えたらいいのではないか。そのためには、民法のその部分を児童福祉法に持ってくる必要がある。

第2点目としては、財源の相違に伴う二大財源の体系化についてである。これは社会保障財源と税との二大財源であるが、この財源で高齢者もやっているわけだし、支援費制度も今回は先送りにはなったが、いずれは介護保険と同じ財源、つまり社会保障財源になる方向性が考えられている。それと同じように子どもも社会保障財源でやっていくことを基本にする。支えあいの仕組みでやっていく。けれども親が反対しているような28条申立のようなケースまで社会保障でやるのか、あれは税の世界ではないのかということ（ところで、今は28条申立でも保護者負担を課しているが、本来は課すべきではないのかなという気もしている。）もあるので、老人福祉と同様、子どもの仕組みでも支えあいの仕組みと税の仕組みの両方を考えるということが将来的には必要になってくる。これら2点については仮定の議論があまりにも多すぎるので、法案要綱が書けない。本来的にはやらないといけないが現実にはできないので、判断を留保した上でやっていくというようにして、以下の9つの方針を考えた。

1. 理念をもっと明確化していく、2. 市町村を中心とするサービス供給体制にする、3. 利用制度について障害者サービスにおける現行の利用制度である支援費制度を一応のモデルにする（もちろん改善は必要）。4. サービスの判定・決定については、市町村レベルにおける協議会型、これは要保護児童対策地域協議会であるが、ここにおける判定、サービスの決定を基本とする。ここにケアマネジメントシステムを導入できないか検討する。これにはアセスメントシートを利用する。

高齢者や障害者の場合は、本人の特性に着目して要介護1とか要介護2とか、障害の程度が中とか低とか決めるわけだが、児童の場合はそうはいかない。子どもは自分に直接的に関わる問題でなくても、施設に入所しなければならないときもある。環境がどうだとかということで、リスクアセスメントシートを使って、何点以上は緊急度が1とか2とか、緊急度1の場合は在宅福祉サービス、2の場合は保育所利用、3以上の場合は施設入所とか、そういうような仕組みを作れないだろうかと考えている。だからアセスメントシート開発が必要になる。そして、5. 要保護児童対策の実施主体も原則市町村とする。原則というのは、28条申立や親権の停止などの虐待対策についての一部は、児童相談所というのもありうるかなということ。そうすることによって子育て・子育て支援サービスと要保護児童サービスとの整合性を確保することができるのではないかと。つまり要保育度1が在宅福祉サービス、要保育度2が保育所利用、要保育度3以上は施設入所というように、連続していくことになる。今は分断されているわけだが、分断を連続にしてみようということ。6. 児童相談所を設置しない市町村については、当分の間、被虐待等の職権保護や家庭裁判所送致などのケースについては、市町村が小さくてできない場合は、その市町村を管轄する都道府県の児童相談所に一部を委託することができる仕組みとすること。つまり市町村が能力的にやれないのであれば、県に判断してもらう。これは今回の少年法の改正と同じである。児童相談所で判断できない場合には、家庭裁判所に判断してくれというやり方と同じである。。本来的にはこういうやり方には反対であるが、小さいところにはやはり判断能力はない。そういう場合には、県の児童相談所へ判断能力部分を委託する。7. 社会的養護については、その小規模化、連続化、地域化を推進するということ、8. 児童虐待防止については、警察、司法の介入強化を図る。9. 就学前児童にその年齢に応じ、単独で又は保護者とともに一定の保育時間を保障する基本保育制度の導入を図る。基本的視点は、子どもというのは、人と人との関わりの中で成長していくと捉えている。現在はそれが壊れているというか、つながり自体が壊れてきているので、例えば0歳児だったら基本的権利として、1週間に1回2時間、その子どもは他の親に抱っこしてもらえますよ、他の子どもと手を繋ぐことができますよ、そのためにはつどいの広場を利用することができますよといったこと。例えば1歳児は、週に2回、4時間など。2歳児になると週1～2回は4時間の総合施設（あるいは幼稚園ないし保育所）での保育をやってもいいなどという権利を与えてしまう。それは、税の仕組みでは難しいかもしれないが、社会連帯の仕組みでは可能である。今でも保健の世界では、例えば妊娠すれば出産まで2回は公費で診察してもらえ、出産しても2回は公費で乳児健診を受けることができる。それと同じように子どもが生まれると近くの保育所などに登録してもよいし、近くの保育所や集いの広場に週1回通えますよと、または体験保育で通えますよということ登録システムにしてもかまわないと思う。その上で、3、4、5歳は週に5日4時間、全ての子どもが利用できる。実際、4歳、5歳の子はほとんど幼稚園、保育所のどちらかに行っているし、3歳児の7～8割もどちらかに行っている。そうなる3～5歳はみんな行くことができるとする。それを基本として、それ以上必要な場合、例えば8時間必要であれば、4時間分は基本保育で、残り4時間は子育て支援の付加分ということで、必要な費用を支払う。もちろん、低所得者は減免措置を講ずる。そういう仕組みを

作っていくことができないか、そうすることで子どもの仕組みと大人の仕組みを同じようにしていくことができるのではないかと考えている。

15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

児童相談体制、児童相談所が児童相談を進めていくということ言えば、職員配置の数の問題、それから、どういう職員が配置されるかという問題、配置される職員がどのような現任研修を受けているのかという問題、それらすべてに課題があります。以前、アメリカの、確か、マークハーゲン氏が日本で講演したとき、日本のソーシャルワーカーの地位が低いことが問題だと言っておられたように思います。それは給料も含めてのことでしたが、ソーシャルワーカーが、業務の困難さや重大性に応じた処遇がされていないということです。ソーシャルワーカーに対してしっかりした職員配置を行い、かつ、それで終わりにするのではなく、現任訓練を制度としてきちんと保障することも必要だと思います。

もちろん大変な受理件数を抱えているわけですが、ちゃんと相談していくためにも、十分な時間がかけられるだけの人数配置ということが必要です。相談体制でいえば、あらゆる点で課題は大きいと思います。

2. 市町村の体制整備に必要なこと

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

今後、非常に多くの児童相談の専門家を養成する必要がある。国、自治体レベルでの専門家養成のシステムを構築しなければならない。

2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

児童養護問題の課題からいうなら、乳児院の年齢要件の撤廃は非常に評価できる。これまで、おむね2歳未満までしか乳児院を利用することができなかった子どもが、2歳になったとたん児童養護施設へ措置変更されてきた。子どもがずっとそこにいたくて、同じ人にずっと育ててもらいたいと思っていても、法律によって子どもの居場所が変えられてきた。その状況を当たり前としてきたのだから、今までその子どもの辛さに気づかずにきたとも考えられる。子どもにとって、乳児院から児童養護施設に移ることが一番いいという専門的な判断の下に措置変更されるのであれば理解できる。しかし、制度的に年齢オーバーという理由のために移るということは、子どもの最善の利益を考えた場合、間違いであることは明白である。こういう状況を当たり前としてきたこれまでの在り方を変えていかなくてはいけない。やはり、子どもにとって、今日まで世話してくれた保育士と生活環境を一挙に変えられることは大変なことである。昭和22年の児童福祉法制定以来、50

年以上も平気でこのようなことを行っている。これらの問題点を変えていくのは、やはり私たち専門家の責任である。反対に、そういった常識を誰もおかしいと思っていなかったこと自体が大きな問題である。そういう意味で、専門家内の意識を変えていく責務も私たちにあることを自覚しなければならない。

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

市町村の体制整備に必要なことは、専門職の導入である。子育て支援専門員のような、介護支援専門員の子育て版のような専門職が必要である。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

児童相談とまったくくりで今問題になっていることは、子育てネット、子育て支援体制、健全育成の予防の体制と、虐待防止等の要保護児童の体制がある。それは、市の場合では個々の形態により対応できるが、町の場合は特に虐待への対応はなかなか困難なことが多い。どのようにそれを収めていくか等の制度化の構築、この点の体制整備が不十分である。DV問題を含め、相談体制の課題はまだまだ出てくるだろう。

子育て支援ネットの中に、虐待が起こった場合に即時に対応と指導ができるような要保護児童対策地域協議会的な体制の整備が町村に必要なのではないか。そういった町、市等いろいろな地域によってその事情は違うと思うが、必ずしも町は町でやらないといけないというものではなくて、小さな町であれば、いくつかの町が合同して事務局を作る、そして児童相談所、福祉事務所との連携を高めていくという形の整備が可能なのではないかと思っている。市担当者の研修充実も絶対に必要な事項である。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

相談機関の数が少ない。実際どの程度機能しているのかも不明確である。また、このような活動を公がやるのか、あるいは民間がやるのかという問題がある。公の間隙を民が行うのが望ましい。民間の方がフットワークがよい。福岡などで行われている子育てサロン（NPO）のような取り組みが必要ではないか。子育てに悩むのは特定のお母さんではない。子育てについて親から受け継いでいない、母親になる前に育児体験を持っていないということが大きな問題になっている。地域の中にそういう場所を作っていることが必要ではないか。児童相談所の体制を整えることも必要だが、その一方で公と公の間隙をつなぐような民の活動も必要である。児童家庭支援センターがその役割を担えるといいが、スタッフが施設職員と完全に別立てで配置されないと難しいであろう。施設が地域に開放されるにはいい機能だと思われる。

6) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

様々なレベルで考えると思う。しかし、公的なレベルで考えると、市の方では、家庭児童相談

室をどうしていくかになるだろう。

そこで、マネジメント機能を中心におきながら、民間機関に繋ぐ役割など、ケースマネジメントを機能させないといけない。

市町村の中に、地域に資源・人材・専門的訓練等がどの程度あるかを明確にし、また処遇指針を整備する必要がある。市町村は必要な人材の指導・育成とともに、支援対策の方向を明確にすることが課題である。

財政の問題もあるが、地域の資源、マネジメントできる人材はどの程度であるのか。また、育成できていないことが問題である。

専門の人材をどう育てていくかの問題では、特に児童の領域で弱い。児童問題に対応できるソーシャルワーカー、社会福祉士は少ない。実際に全国において、相談員を置いている市は40%にも満たない。町と村はもっと少ないというのが現状である。

7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

必要なことは、ソーシャルワーカーを担保することとその財源である。

第一の緊急の課題は、相談業務にあたる職員の専門性の担保である。しかしこれまで市町村が行ってきた児童福祉の仕事は保育所と児童館と学童クラブだけで、福祉の専門職といえばもっぱら保育士であることを考えると、課題は多い。常勤で新しい職員を雇うことは現実的に難しいと考えられるので、5年間位の契約制で社会福祉士資格をもつ力量のある者を雇う、児童家庭支援センターや児童福祉施設のソーシャルワーカーに地元の市町村の住民に対しても相談サービスを提供してもらう、などの方法を検討するべきであろう。後者の場合には、無料でというわけにはいかないので市町村が施設から相談サービスを購入するという、アウトソーシングの手法をとればよい。

第二の課題は、市町村が相談体制を整備するための財源を用意しなければならないことである。財源確保は容易ではないだろうが、国や県からの補助はもはや期待できないので市町村が自力で財源を確保しなければならない。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

今、衆議院厚生労働委員会に児童福祉法改正の修正案が出ている。その修正案は「市町村の体制の整備」ということがまず挙げられている。またその内容は「市町村はこの法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保および資質の向上のため、必要な措置を講じなければならないものとする」ということである。これは今、衆議院を通過して参議院に行っている。

これが今の時代かなと思うのは、この修正案がついたことで市町村の負担が増すということである。市町村の児童相談を一定水準までもっていくという点においては意味のあることとは思いつの、市町村がそうしたことをするのにそのバックアップを誰がするのか、どこが財政の保障をするのかという部分に関しては非常に問題がある。

そういう意味で、この「市町村の体制整備」に関しては、どこが窓口になるのかということに対して戦々恐々としているのが実態である。修正案には体制整備と書かれているけれども、国がそれに伴う特段の財政的措置を講じるというのでなければおかしい。「とにかくやれ」という修正案だけ出されても、人件費は毎月かかるわけでそれに対して財政的保障がないのはよくない。

体制整備というのであれば、まずは第一次的な窓口として、市町村に児童相談を受けられる相談援助機関を設置しなければいけない。そうでなければ「体制」なんておこがましい。そしてそこに適正な職員を配置しなければならない。これらの窓口と関連するのは家庭児童相談室や児童家庭支援センターである。これらの機関をまず設置して、そこを窓口として体制を整備しなければならないというのならまだ分かる。だが、そんなことは法律に書かれていない。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

市町村の権限を法定化し明らかにすること、市民がアクセスしやすい、つまり利用しやすいことや、機能がばらばらではなく一本化していること、セーフティネットからもらさないことが大切である。

イギリスでは、教育・福祉・保健サービスの縦割りをやめて、合体させて子どもサービス部のようなものを作り、もっとも数の多いところという形で地域の学校をベースにした。学校の敷地内にソーシャルワーカー、心理士、ナース、ヘルスヴィジターが常駐する体制を敷き、部局が統合されているから責任者が1人になっている。イギリスの場合、住民登録や戸籍がないから、就学していない子がいろんな形で出てくる。おばさんに預けられていた移民で未就学の私的里親の子どもが虐待されて死亡する事件（ヴィクトリア・クリムビエ事件）が発生し、その教訓で組織の大改革となっている。この流れも市町村体制に示唆するものがたくさんある。

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

専門職をどう配置するのか、また、専門性とは何かをきっちりと議論することが重要である。市町村に機能が下りてくるからどうにかしなければならないというところから話が始まっているようでは絶対に駄目である。果たして市町村に専門職を抱えることができる体力があるのかが疑問である。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

家庭児童相談室については、市も全部設置していないので、家庭児童相談室でまかなおうとするところと、別のシステムを考えるとところとがあるだろう。各市町村で異なった対応があってよい。先駆的な事例調査をしないといけない。

市町村に児童相談の窓口が移った分、在宅での子育て支援、すなわち保育や養護的な家庭へのヘルパーの派遣などの充実が必要である。これは、公民の協働になるだろう。児童相談所では一時保護という自前の社会資源をもっているが、市町村は何ももっていないので現状では相談だけになる。

私見だが、役所にはいわゆる相談だけというものはなじみにくいと思う。役所にはむしろ制度利用に関する相談があり、そこから悩みや愚痴などが語られると思う。したがって、利用できる制度が多彩にあり実際に使えるような形になっていないといけない。ワーカー職を育てることも大切だが、手持ちの目に見える直接サポートできる諸サービスを市町村が充実していかないと、せっかくの相談体制の改革が生きてこない。

児童相談所と連絡を取らないでやれる相談体制ができてくれば、児童相談所と市町村との関係は変わってくる。今は、児童相談所と市町村でどうやってケースを切り分けるかという段階にある。うまくいくようになれば、市町村でできることは多くあると思う。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

当初、児童福祉法改正案のなかでは、児童福祉司相当のバックグラウンドのある職員を市町村に配置するというポイントがあったと思う。今のご時世で一人配置するというのは無理だし、市町村が必要としたときに保健師をプラス1にする財源を手当てしますという方向と推察される。これからは、体制整備に何が必要かということも含めて市町村が自分で考えていくしかない。

今、精神保健も含め全部市町村に下りているが、各地でネットワークをやっているところで、うまくいっているところは保健師さんがよくやっているところが多い。社会福祉士ということ逆を提起したいが、現状ではなかなか難しい。児童福祉司の任用要件に社会福祉士が入ったわけなので、保健師と社会福祉士という形で進めていってはどうかと思う。

それにやはり、自治体の一定規模が必要となる。個別の事情を聞いていくと合併できない理由はある。たとえば大分県の姫島では人口2000人規模だが、人口は減らない。普通だったら過疎になるが、なっていない。公務員の給与ベースを低くして、仕事でワークシェアリングなどをして人口を維持しているというところでは合併できない。小さい規模の自治体の事情を個別に聞いていくと合併は難しい。

しかしながら、人口1000人規模の自治体において、虐待通告を担ったり、安全確認を自力で行うのは無理なことも多い。したがってゴミや消防のように一部自治組合のような方法で、児童相談所のような機能を持ったところを設置するというのも考えないといけない。

13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

専門職採用によって体制を整えることが必要である。重いケースにおいてアセスメントが必要になるかもしれないが、それは児童相談所と連携していくべきである。市町村の方で抱えて手遅れにならないように、緊急ケースの対応策の整備が必要である。

市町村の体制づくりには、ソーシャルワークを専攻し、実践した人を配置するのが望ましい。ソーシャルワーカーの経験のある人が市町村の相談体制に関わる必要がある。体制の性格は、職員の資質が大きく影響を及ぼすからである。

民間のソーシャルワーカーの活用については、それぞれの市には、財政の面から、活動する職員

やそのコストの問題が生じるので、市町村と福祉施設の契約によって独自の事業をやっていくこともひとつの方法かもしれない。

14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

市町村が相談窓口となり、また児童相談所と連携して問題に対応するという事になれば、市町村はそうした問題に専務できるソーシャルワーカーを配置する必要がある。しかし町村レベルでそうしたシステムを確立し、人材を確保することは困難である。

もし専務できる職員が小さな町村で配置できれば、教員、保健師、保育士、児童委員などとの連携により、街の子どもの状況について家庭問題を含め全体的に把握することが可能となる。しかし専任職員が一人であれば、常にその職員が矢面に立たされることになる。住民に見えやすい存在になり、職員自身もしんどさを感じる事となる。どうすれば現実的に機能しうるかについてさらに検討する必要がある。

15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

市町村の体制を考えると、当面は一人の職場になるかもしれないし、非常勤の人になるかもしれない。その中でどこまでできるのか。相談を受けるのが身近な機関というのはプラスだけれど、その身近な機関に誰もいない状態ということだけは避けてほしいと思う。家庭からの相談を受ける機関なのだから、最初からベテランがいることは望めなくても、とにかく最低限「窓口があること」が必要。そうすれば、おそらく担当者から実際にやってみての課題や、問題点などの意見が出てくると思う。

相談を受ける体制として、きちんと一人いてくれるのであればまだましで、もしかしたらいろいろ兼務をしながらやっていく可能性はある。そのときに、「ちょっと相談したいんですが・・・」と言って来られても、相談室もないような状態が心配だ。話を聞くのだから、プライバシーも守られなければならないし、住民票をもらうような感覚で、カウンター越しに相談に来た人に対応しているようでは困る。相談する部屋があること必須の条件である。

【相談に対する見方】

制度の紹介などは、制度さえ知っていればできるわけだ。でも、「子どもが落ち着かないのですがどうしたらいいでしょう」といった相談の場合はどうか。

多くの方は、専門家に相談すれば何かいい答えがあると思っているのではないかと。しかし、それは誤解で、「相談」というのは、そもそも答えがないものである。答えがない中を、相談に来られた人と相談を受ける私たちがじっくり話し合い、一緒に考える中で、気がつくはずと道が開けていく、あるいは相談に来られた人が自分で解決策を導き出していき、相談とはそういうものではないか。私たちが知っているのは実はそのこと、つまり来談者がほしがっている問題解決の答えではなく、「プロセスを経て問題は解決に向かう」ということだ。角度を変えて言えば、相談に対して答えがすでにわかっているのであれば、それは実は相談ではなくて、情報提供のようなものではないか。